

### 第 3 3 号議案

東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、会計年度任用職員に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第28条の5第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。